

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成22年9月24日(2010.9.24)

【公表番号】特表2009-540893(P2009-540893A)
 【公表日】平成21年11月26日(2009.11.26)
 【年通号数】公開・登録公報2009-047
 【出願番号】特願2009-515764(P2009-515764)
 【国際特許分類】

A 4 7 G 9/06 (2006.01)

A 4 5 C 13/00 (2006.01)

【F I】

A 4 7 G 9/06 Z

A 4 5 C 13/00 S

【手続補正書】

【提出日】平成22年6月4日(2010.6.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

バッグの周囲に、当該バッグと共に巻きつけた持ち運び可能で、延在可能な毛布であって、当該毛布が4辺に連結手段を有し、この連結手段によって複数の毛布を互いに連結させることができ、前記毛布が上側連結手段(C)と下側連結手段(D)によって前記バッグに締結可能であり、長手方向の辺の連結手段(A、B)が互いに連結された折りたたんだ状態にある前記毛布が、前記バッグの周囲に巻きつけられていることを特徴とする、毛布。

【請求項2】

請求項1に記載のバッグの周囲に、当該バッグと共に巻きつけた持ち運び可能で、延在可能な毛布において、前記毛布が複数の毛布を互いに連結するファスナー半片(A、B、C、D)を4辺に有し、折りたたまれて前記バッグの周囲に巻きつけた状態の毛布が、長手方向の辺のファスナー半片(A、B)によって互いに連結され、上側ファスナー半片(C)と下側ファスナー半片(D)によってバッグに設けたファスナー半片(C、D)に締結可能であることを特徴とする毛布。

【請求項3】

請求項1に記載のバッグの周囲に、当該バッグと共に巻きつけた持ち運び可能で、延在可能な毛布において、前記毛布が、フックアンドバリ(hook-and-burr)ファスナー片、スナップおよびその下位範疇、カブリオーレフードファスナー(cabriolet hood fastener)、並びにスタッド(stud)によってその他の毛布にも連結可能であるか、あるいは、前記バッグに締結可能であることを特徴とする毛布。

【請求項4】

請求項1乃至3のいずれか1項に記載のバッグの周囲に、当該バッグと共に巻きつけた持ち運び可能で、延在可能な毛布において、前記毛布が前記バッグの外側で締結されていることを特徴とする毛布。

【請求項5】

請求項1、2及び4のいずれか1項に記載のバッグの周囲に、当該バッグと共に巻きつけた持ち運び可能で、延在可能な毛布において、前記バッグに締結するための前記ファス

ナ一半片（C、D）が、これら半片がしっかり締結されている前記毛布の側長の一部のみをカバーしていることを特徴とする毛布。

【請求項6】

請求項1、2、4、及び5のいずれか1項に記載のバッグの周囲に、当該バッグと共に巻きつけた持ち運び可能で、延在可能な毛布において、前記バッグに締結するための前記ファスナー半片（C、D）の長さが、当該半片がしっかり締結されている前記毛布の側長の長さのちょうど半分であることを特徴とする毛布。

【請求項7】

請求項1、2、4乃至6のいずれか1項に記載のバッグの周囲に、当該バッグと共に巻きつけた持ち運び可能で、延在可能な毛布において、前記ファスナー半片（C、D）間の前記毛布の長さが、前記ファスナー半片（C、D）の包囲スペースに対応し、前記毛布が、前記バッグの周囲に巻きつけ可能とするために、1回あるいは数回折りたたまれることを特徴とする毛布。